

広告

ランドマーク税理士法人アンバサダー

QuizKnock

と税務知識を楽しく学ぼう!



YouTube更新中

大きく変わった

相続・贈与

～専門家に相談して対応を～

「わが家は金持ちでないから相続税の心配はない」と思っている人は多い。だが、2015年に相続税の非課税枠である基礎控除が縮小されたことにより、相続税を負担しなければならない人の数は倍増し、相続税対策が必要なケースも増えている。一方で、相続・贈与に関する法律や税制はたびたび改正されている。自己判断で相続税対策を行うと、かえってトラブルになりかねないので、専門家のサポートは不可欠だ。相続に特化しているランドマーク税理士法人に相談すれば、適切なアドバイスが受けられる。

相続税評価額の計算は専門家に依頼する

相続が起こった時、相続人が相続税を支払う必要があるかどうかは、亡くなった人の遺産の額によって決まる。相続税には基礎控除という非課税枠があり、遺産が基礎控除を超えていたら、超えた部分に相続税がかかるという仕組みになっている。

現在の基礎控除は「3000万円＋(600万円×法定相続人の数)」例えば相続人が3人の場合だと、基礎控除は4800万円となる。基礎控除は税制改正によって2015年から、それまでの6割に縮小されたため、相続税がかかるケースが増加した。亡くなった人100人のうち、相続人に相続税負担が生じる人の数を見てみると、税制改正前の14年は4.4人だったのに対し、24年は10.4人と2倍以上になっている。

遺産が基礎控除を超えているかどうかは、亡くなった人の遺産の相続税評価額の総額を計算してみないとわからない。相続税評価額の求め方は遺産の種類によって異なり、現金・預貯金は額面残高、建物は固定資産税評価額となっている。土地は時価や公示地価ではなく、「路線価×面積」で計算するのが基本だが、形状や接している道路との関係などによって加算・減算があり、計算が難しいので、相続に詳しい税理士に依頼して評価額を計算してもらうとよい。

大きく変わった生前贈与のルール

遺産の相続税評価額の総額を計算した結果、相続税の負担が重くなりそうだったら、相続税対策を考えたい。比較的取り組みやすいのは生前贈与だ。生前に財産の一部を贈与して減らしておけば、相続税の負担が軽減されるが、24年の税制改正で贈与税のルールが変わったので注意が必要だ。

大都市圏だと路線価が高く、土地の相続税評価額も高くなるがちだが、亡くなった人が住んでいた土地に同居していた親族が引き続き住むなどの条件を満たすと、評価額が8割減額される「小規模宅地等の特例」がある。これを使えば土地の評価額が大きく減るが、条件が細かい。適用が受けられるかどうかは専門家に判断してもらおうが望ましい。

CM 相続放送中
定例セミナー開催 (参加無料 要予約)
国税OBによる 相続編～ 税務調査セミナー
日時: 7月21日(火) 14:00～16:00
会場: 新横浜セミナールーム

税理士と学ぶ お金と税金の教室!
「知らないと損する」を、楽しく学ぼう!
日時: 8月22日(土) 14:00～15:00
会場: パシフィコ横浜 アネックスホール

件が細かい。適用が受けられるかどうかは専門家に判断してもらおうが望ましい。
「相続税評価額」は、24年以降の贈与については年間100万円までは課税せず、相続財産にも加算しないことになったため、利用価値が高まったといえる。
持ち戻しの対象とならない贈与税の非課税制度を利用する方法も考えられる。「配偶者控除」は、婚姻期間20年以上の配偶者に居住用財産を贈与する場合、2000万円まで非課税となる。「結婚・子育て資金の一括贈与」は、結婚・子育て資金の一括贈与に該当する場合は、父母や祖父母等から子や孫に準ずる費用・出産費用などを贈与する場合に、最大で1000万円まで非課税となる仕組みで、27年3月末までの贈与が対象となる。

「住宅取得等資金贈与の非課税制度」は、父母や祖父母が、子や孫に住宅資金を贈与するとき、省エネ等住宅は1000万円、それ以外は500万円まで非課税になるもので、26年末までの贈与に利用できる。
こうした贈与税の非課税制度の活用は贈与税・相続税の軽減につながるが、細かい適用条件があるので、専門家に相談しようにしたい。

生前贈与以外に相続税対策として広く利用されているのが貸付不動産の活用だ。現金・預貯金は額面残高が相続税評価額となるのに対して、不動産の相続税評価額は時価よりも低く、貸付不動産はさらに評価額が下がるので、現金・預貯金に比べて、相続税の軽減に直接効果がある。
「相続税対策は専門家に相談する」
相続・贈与に関する法律や税制は改正が多い。それを個人でフォローしていくのは難しいので、相続税対策を立てるには専門知識を持つプロのサポートを受けることが大切だ。

ランドマーク税理士法人は相続・事業承継・資産承継の専門家集団として総合的にサポートします。

Staff list with photos and names: 佐藤 一寿, 公認会計士・税理士 植松 務, 元国税調査官・税理士 今村 優子, 元国税調査官・税理士 岡山 敦, 元国税調査官・税理士 大坂 裕彦, 元国税調査官・税理士 金子 守, 元国税調査官・税理士 清田 幸弘, 元国税調査官・税理士 小倉 正裕, 元国税調査官・税理士 押山 満, 元国税調査官・税理士 江連 貴徳, 元国税調査官・税理士 宮澤 茂宏, 元国税調査官・税理士 松本 豊, 元国税調査官・税理士 清田 幸佑.